



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 富 山 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 齊 藤 栄 吉
(コード番号：8365 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 兼 総 合 企 画 部 長
森 永 利 宏
(T E L 0 7 6 6 - 2 1 - 3 5 3 5)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成27年5月11日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第89回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第5条（公告方法）について、インターネットの普及を考慮し、周知性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、当行の公告方法を電子公告に変更するものです。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものです。
- (2) 現行定款第6条（発行可能株式総数）において、普通株式に加え、優先株式の発行についても可能としておりますが、現状、資本政策として優先株式を発行する予定はなく、優先株式に関する規定である定款第12条の2（優先配当金）から第12条の8（普通株式を対価とする取得条項）及び第19条の2（種類株式総会）を削除するものであります。なお、定款第6条の変更については、株式併合等と合わせて変更いたします（適時開示「株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」を参照願います）。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるように、現行定款第30条（社外取締役の責任限定契約）及び第39条（社外監査役の責任限定契約）の規定を変更するものであります。なお、定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

取締役会決議日	平成27年 5 月11日
定時株主総会決議日	平成27年 6 月26日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成27年 6 月26日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条 (公告方法) 当銀行の公告は、富山市で発行する北日本新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第5条 (公告方法) 当銀行の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 富山市で発行する北日本新聞および日本経済新聞に掲載して行う。
<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p>第12条の2 (優先配当金) 当銀行は、第43条に定める<u>剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。) または優先株式の登録株式質権者 (以下「優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) に先立ち、優先株式1株につき年60円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当 (以下「優先配当金」という。) を行う。</u></p> <p><u>ただし、当該事業年度において第12条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</u></p> <p>② <u>当銀行は、ある事業年度における優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときはその不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>③ <u>当銀行は、優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p>第12条の3 (優先中間配当金) 当銀行は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき各事業年度における優先配当金の2分の1を上限として、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭 (優先中間配当金と</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>いう。)の配当を行う。</u></p> <p><u>第12条の4 (残余財産の分配) 当銀行の残余財産を</u> <u>分配するときは、優先株主または優先登録株式</u> <u>質権者に対し、普通株主または普通登録株式質</u> <u>権者に先立ち、優先株式1株につき800円を支払</u> <u>う。</u></p> <p><u>② 優先株主または優先登録株式質権者に対して</u> <u>は、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の5 (議決権) 優先株主は、株主総会におい</u> <u>て議決権を有しない。</u></p> <p><u>ただし、法令の定める場合は、この限りでは</u> <u>ない。</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の6 (株式の併合または分割、募集株式の割当</u> <u>てを受ける権利等) 当銀行は、法令に定める</u> <u>場合を除き、優先株式について株式の併合また</u> <u>は分割は行わない。</u></p> <p><u>② 当銀行は、優先株主には募集株式の割当てを</u> <u>受ける権利または新株予約権付社債の割当てを</u> <u>受ける権利を与えない。</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の7 (普通株式を対価とする取得請求権) 優</u> <u>先株主は、発行に際して取締役会の決議で定め</u> <u>る普通株式を対価とする取得を請求し得べき期</u> <u>間中、当該決議で定める普通株式を対価とする</u> <u>取得の条件で普通株式の取得を請求することが</u> <u>できる。</u></p>	(削除)
<p><u>第12条の8 (普通株式を対価とする取得条項) 普通</u> <u>株式を対価とする取得を請求し得べき期間中に</u> <u>当該取得請求のなかった優先株式は、同期間の</u> <u>末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をも</u> <u>って、優先株式1株の払込金相当額を一斉取得</u> <u>日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の名古</u> <u>屋証券取引所における当銀行の普通株式の普通</u> <u>取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値</u> <u>(終値のない日数を除く)で除して得られる数</u> <u>の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、</u> <u>円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2</u> <u>位を四捨五入する。この場合、当該平均値が200</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p><u>② 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、法令に定める方法によりこれを取扱う。</u></p> <p><u>第19条の2（種類株主総会） 第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条（<u>社外取締役</u>の責任限定契約） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第39条（<u>社外監査役</u>の責任限定契約） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第30条（<u>取締役</u>の責任限定契約） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第39条（<u>監査役</u>の責任限定契約） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>